

# 令和6年度 美濃加茂市放課後児童クラブ利用要項

美濃加茂市では、令和6年度美濃加茂市放課後児童クラブ(以下、クラブ)の利用申込み受付を行います。クラブの対象は、小学校の授業終了後、帰宅しても仕事などで保護者等(祖父母等含む)が不在の市内の小学校に就学している児童です。クラブは、学校から自宅へ帰る代わりに下校先として、学校の運営とは区別して児童をお預かりする事業です。

クラブ利用を希望するご家庭は、必要書類をそろえて申請してください。

≒部分は令和6年4月1日からの予定であり、変更となる場合があります。

## 1. 利用できる児童の要件

- ・市内の小学校に就学している1～6年生の児童。
- ・保護者等※1が次のいずれかの理由により、家庭で1か月のうち15日以上または週平日3日以上、昼間(午後4時まで ※2)の保育※3ができず、週の利用日数が3日以上となる児童。

就労等	常時、昼間に家庭外で就労・就学・技能訓練をしている
妊娠・出産	産前6週間の属する <u>月初</u> から産後8週間の翌日の属する <u>月末</u> まで
病気・負傷	入院・通院で療養している
介護・看護	常時、同居又は別居の親族を介護・看護している
求職活動	母子及び父子家庭で求職活動中

※1 保護者等とは祖父母、20歳以上の兄弟姉妹、親類縁者又は同居人など、世帯を同じくしている者。(世帯分離していても、現に同一又は隣接する敷地内に居住している者を含む。)

※2 上記の理由による終了時間が午後4時以降になること。(通勤時間は含まない)

ただし、夏休みなど長期休暇の利用の場合は終了時間を正午以降とします。

※3 児童が家庭等で安全に過ごすために必要な要求を満たす程度の養護のこと。

\*上記に該当しても、クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり、又は身体虚弱等のため保育に堪えないと美濃加茂市が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

\*隣接して祖父母等親族が居住している場合は、その方の就労等証明書の提出をお願いします。

## 2. 開設場所と定員

(1) 市内小学校、加茂野児童館及び旧本郷教職員住宅で開設予定です。定員は以下のとおりです。

クラブ名	定員 (R6年度から)
太田小学校区放課後児童クラブ	120人
古井小学校区第1放課後児童クラブ	130人
古井小学校区第2放課後児童クラブ※1	40人
山之上小学校区放課後児童クラブ	30人
蜂屋小学校区放課後児童クラブ	85人
加茂野小学校区放課後児童クラブ	100人
加茂野児童館放課後児童クラブ※2	70人
伊深小学校区放課後児童クラブ(※三和小学校区と合同)	30人
下米田小学校区放課後児童クラブ	90人
山手小学校区放課後児童クラブ	100人

※1 古井小学校区第2放課後児童クラブは、古井小学校第1放課後児童クラブの申込状況によって、受入学年等を決定します。

※2 加茂野小学校区は、学年が均等になるように加茂野小学校区放課後児童クラブと児童館放課後児童クラブに分けて入室を決定します。

- (2) 三和小学校区の放課後児童クラブは伊深小学校区放課後児童クラブと合同で実施します。  
場所は伊深小学校で開設します。
- (3) 土曜日は、山手小学校1か所を拠点とし、全クラブの児童を山手小学校区放課後児童クラブにて保育します。(送迎は保護者等が行ってください。)

### 3. プランと保育料金

利用区分 (プラン)		保育料	保育料振替日
通年 (1年間) (春・夏・冬休みの利用を含む)	① 土曜日 なし	5,000円 (月額)	毎月末
	② 土曜日 あり	6,500円 (月額)	
夏休みのみ利用 1学期終業日は含まない	③ 土曜日 なし	8,000円 (年額)	8月末 (一括)
	④ 土曜日 あり	10,000円 (年額)	
春休み・夏休み・冬休みのみ利用 各学期の終業日は含まない	⑤ 土曜日 なし	10,000円 (年額)	
	⑥ 土曜日 あり	13,000円 (年額)	

- (1) 保育料は利用の有無に関わらず、掛かります。また、月の途中での入退室の場合、美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例第11条により定められた日割り計算によって保育料を算出します。一度納付された保育料は還付されません。
- (2) 災害その他の理由により、保育料を納付することが困難と認められる世帯は、保育料を減免することができます。(例 生活保護を受けている世帯、就学援助費の支給対象世帯、住民税非課税世帯) 該当の方は、「保育料減免申請書」にて申請が必要です。(毎年申請が必要です。)
- (3) 放課後児童クラブ保育料の支払い方法は口座振替です。  
入室の「利用許可書」が届いてから金融機関窓口で“美濃加茂市収納金口座振替依頼書”にて手続きをしてください。(用紙は、市内の各金融機関窓口にあります。)  
振替日は月末です。残高不足にはご注意ください。(※月末が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。)
- ③～⑥のプランをご利用の方は、8月末日が振替日です。
- (4) 過去の放課後児童クラブ保育料に滞納がある場合は、利用できません。  
また、クラブの保育料の支払いが3か月分滞った場合は退室していただきます。
- (5) 利用中にプランの変更又は利用を中止(退室)する場合は、変更(退室)を希望する前月の20日までに「美濃加茂市放課後児童クラブ利用(中止・変更)届」を提出してください。  
オンラインでの申請も可能です。(日本語のみ)



QRコード

### 4. 開設する時間、休業日

- |             |         |           |                  |
|-------------|---------|-----------|------------------|
| (1) 小学校の授業日 | 児童の放課後  | ～ 午後6時30分 | } <u>時間厳守です!</u> |
| (2) 小学校の休業日 | 午前7時30分 | ～ 午後6時30分 |                  |

※お迎えの時間が守れない場合は、利用できません。

- (3) 日曜日・祝日・お盆の期間(8月13日～8月15日)・年末年始(12月29日～1月3日)・夏休みの前日と最終日及び年度末はクラブを実施しません。
- (4) その他、都合によりクラブを開設しない場合があります。

## 5. 受付期間、提出書類、提出場所等

受付期間は、令和6年1月4日(木)から1月31日(水)までです。(オンライン申請もあります。)

必要書類	様式配布場所	提出
<b>(1) 美濃加茂市放課後児童クラブ利用申請書</b> <b>(2) 利用できる要件を証明する書類</b>	<b>12月20日(水)</b> <b>～配布を開始します</b>	<b>1月4日(木)～</b> <b>1月31日(水)</b> <b>【必着】</b>
<b>○就労(パート・アルバイト、事業主含む)</b> →就労・復帰(予定)証明書 <b>○就学又は技能訓練</b> →在学証明書及び在学期間及び時間数が分かる書類 就学が決まっている場合は、合格通知書 <b>○妊娠・出産</b> →母子手帳の写し(出産予定日が分かる書類) <b>○病気・負傷</b> →診断書または身体障害者手帳の写し 入院の場合は、入院期間が分かる書類 <b>○看護・介護</b> →診断書または身体障害者手帳の写し、申立書(状況が分かる書類) <b>○求職活動(ひとり親家庭のみ)</b> →求職活動証明書 <b>○農業等で生計を立てている</b> →所有する農作地の平米や状況を申立 <b>○上記理由以外</b> →美濃加茂市が求めるもの	<配布場所> <b>■各クラブ</b> (平日のクラブが開設されている時間内)  又は <b>■こども未来課</b> <b>○みのかも健康プラザ</b> (平日 8:30～17:15)  <b>○美濃加茂市ホームページ</b> からもダウンロードできます。	<紙面での申請> <b>■各クラブ</b> (クラブが開設時間内) 又は <b>■こども未来課</b> <b>○みのかも健康プラザ</b> (平日 8:30～17:15) <b>※各小学校や各連絡所</b> では受付できませんのでご注意ください。  <b>&lt;オンライン申請&gt;</b> <b>■1月31日(水)</b> 23時59分受付まで期間内とします。
3ヶ月以内にきょうだいの「教育・保育給付認定現況届」や「教育・保育給付認定申請」、「施設等利用給付認定・変更申請書」にて、すでに就労証明書等を提出している場合は、提出(添付)は不要です。 ※隣接して居住する祖父母等が居る場合は、該当の方の証明書等の提出が必要です。		

### (1) 放課後児童クラブ利用申請書

・利用する児童1名ずつの申請が必要です。

・通年利用の場合は、夏休みの利用「する・しない」を選択して希望するプランに○印を付けてください。(夏休みの利用を「しない」場合は、8月分の保育料は掛かりません。)

・令和5年度にクラブをご利用の方、又は過去に利用したことがある方も、改めて申請が必要です。自動更新は行っておりません。

### (2) 就労証明書等

・保護者等全ての方の(未成年者を除く)証明が必要です。同じ世帯又は敷地内(隣接する場合も含む)の祖父母等も必要です。(兄弟姉妹で申し込む場合は、保護者等1人につき1部の原本で構いませんが、併せて申請する児童については、コピーを添付してください。)

・3ヶ月以内に保育園の手続きで書類を提出している方は、提出が不要な場合もあります。

### (3) 留意事項チェックシート(保護者控え)

内容をよくご確認していただき、クラブ利用中は大切に保管をしてください。

### (4) 美濃加茂市収納金口座振替依頼書(入所決定後) ※必ず手続きをしてください

・市内金融機関で手続きを行ってください。(用紙は、金融機関窓口にあります。)

・「利用申請書」の保護者氏名を納税(入)義務者の欄に記入してください。

・過去にクラブを利用し、既に放課後児童クラブ保育料の口座振替登録が済んでいる場合は、再度の手続きは不要です。

## 6. 入室の決定通知

- ・入室の決定は3月上旬に、「美濃加茂市放課後児童クラブ利用許可書」を郵送してお知らせします。

## 7. 注意していただくこと

- (1) 過去に放課後児童クラブ保育料に未納がある場合は、クラブの利用はできません。  
また、保育料の支払いが3か月分滞った場合は退室していただきます。
- (2) 事業運営のため、必ず午後6時30分までに保護者等が迎えに来てください。  
何度も遅れることがありますと退室していただきますのでご注意ください。  
過去に適正な利用が認められない場合は入所をお断りさせていただく場合もあります。
- (3) 申請内容を審査した上で利用の可否を決定します。内容に不備・偽りがあると認められる場合は、利用できません。
- (4) 受付期間内に定員を超える利用申請があった場合は、1年生～3年生を優先に利用可否を審査します。定員を超えた場合は「待機※」となる場合がありますので、予めご了承ください。また、提出期限以降も随時利用申請の受付をしますが、定員を超えている場合は「待機」となります。  
※「待機」となった場合は、入室が可能になり次第順次ご連絡します。
- (5) 利用できる要件に該当しなくなった場合は利用の継続はできません。「美濃加茂市放課後児童クラブ利用（中止・変更）届」の手続きを前月20日までに行ってください。
- (6) クラブには集団活動をするうえでルールがあります。集団活動を乱す勝手な行動が続くと、支援員がかかりきりになってしまい、他の児童を安全に見守ることができなくなってしまいます。ルールが守れない、約束が守れないなど集団活動に適さないとクラブが判断し、美濃加茂市が認めた場合は、**クラブの利用を中止していただきます。**
- (7) 警報等による開設の有無のお知らせは、市のHPに掲載をします。

## 8. 保険の加入 ・ 傷害保険に加入します。

## 9. オンライン申請について（日本語のみ）

- ◇スマートフォンで右部に記載のQRコードを読み取り、市HPにアクセスしてください。サイト内のURLから申請することができます。
- ◇画像が不鮮明の場合は、再提出を依頼することがあります。
- ◇パソコンから申請される場合は、市HPを検索して申請URLにアクセスをしてください。



QRコード

## 10. その他質問 美濃加茂市HPにQ & Aを掲載します。ご覧ください。

### ◇お問い合わせ◇

美濃加茂市健康こども部 こども未来課  
みのかも健康プラザ 電話 0574-28-1131